

令和元年第6回農業委員会総会

1 日 時 令和元年6月26日(水)
午前10時00分～午前10時20分

2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	廣兼 勝清	7	田中 博幸
2	小川 裕希恵	8	竹端 只雄
3	古木 麻知子	9	橋村 實男
4	島原 順二		
6	正木 静夫		

(最適化推進委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	田中 弘明		

4 欠席委員

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
5	農業委員 豊原 道教		最適化推進委員 松本 勝行

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	小田 健治	事務局主幹兼農地係長	住田 実喜男
事務局主幹	前田 新吾	事務局書記	早川 正二

6 議題日程

上程順序	議題番号	内 容
日程第 1	議案第 10 号	平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
日程第 2	議案第 11 号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
日程第 3	報告第 7 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処理について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和元年第6回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

廣兼会長（挨拶）

廣兼会長

本日の出席委員は11名中9名で定足数に達しておりますので、これより、令和元年第6回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において3番古木麻知子委員、6番正木静夫委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

廣兼会長

これより、日程第1議案第10号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び日程第2議案第11号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、関連がありますので一括して議題といたします。

本件について事務局より説明を求めます。

事務局（早川）

それでは、議案第10号の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び議案第11号平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について合わせてご審議をしていただくことの根拠についてご説明いたします。

平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知農業委員会の適正な事務実施についてに基づき、平成22年度から毎年度策定しているものでございます。

平成27年、農業委員会等に関する法律などと合わせてこの農業委員会の適正な事務実施についても改正がありました。この改正により総会で審議し決定されましたら、地域の農業者の意見等を求める期間をとることなく、ホームページで公表し、7月15日までに国へ報告することになりましたので、一昨年からこのようなかたちでご審議のうえ決定しております。

なお、地域農業者の意見等についてですが、年間を通じ各農業委員、農地利用最適化推進委員、及び農業委員会事務局に意見が寄せられましたら、その都度対処し、報告をすることにしております。

議案第10号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてをご説明いたします。

3ページをご覧ください。農業委員会の状況は、平成30年3月31日時点での本市における農業の概要、委員会の体制をまとめております。

4ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化は、現状と課題及び30年度の目標、実績、活動について記載しています。本市では、平成27年度に1名、新規就農者がいますが、

課題にありますように現状として担い手となる農家がおらず、各農家の利用権設定によって荒廃農地の発生を防止している状況であるため、今以上の集積は難しい状況です。

5 ページに移ります。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。

こちらにも現状と課題及び30年度の目標、実績、活動について記載しております。30年度、新規参入者はいませんでした。小規模農地が多い現況ということもあり、新規参入は難しいと思われるため、農業経営基盤強化促進法による利用権設定及び集積を継続的に取り組むことが重要と思われまます。

6 ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置に関する評価です。

こちらにも現状と課題及び30年度の目標、実績、活動について記載しております。

30年度は、遊休農地の解消目標0.1ヘクタールの目標を上回る結果となりました。各地区での農業委員、及び農地利用最適化推進委員による、適切な活動と、農地が山化し復元困難な土地になったところもあり、遊休農地が減少したと考えています。

7 ページに移ります。

違反転用への適正な対応についてです。30年度の違反転用の実績は、ありませんでした。

8 ページをご覧ください。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。

30年度の農地法第3条・4条・5条の許可申請について、処理件数とともにどのような手順で審査したのかを点検する内容になっております。

9 ページに移ります。

農地所有適格法人からの報告への対応についてです。農地法第6条の規定により農地所有適格法人は、毎年事業の状況などを農業委員会へ報告することになっております。

提出が遅れましたが、事務局からの指導などにより提出がありました。

次の4情報の提供等については、農地の賃貸料の情報提供、権利移動等の状況把握及び農地基本台帳の整備方法を記載しております。

10 ページをご覧ください。

地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処内容についてですが、30年度は特にありませんでした。

続きまして事務の実施状況の公表等についてですが、総会議事録及び活動計画の点検評価を市のホームページで公表しております。

以上が平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)になります。続きまして、議案第11号をご説明いたします。

12 ページをご覧ください。農業委員会の状況についてです。

こちらは平成31年3月31日現在の農家・農地の概要及び農業委員会の体制を記

載しております。

農家の概要や経営耕地面積につきましては、先ほどの議案第10号平成30年度の活動の点検・評価と同様に農林水産省が統計作成しております農林業センサスから転記しております。

耕地面積は同じく農林水産省が統計作成しております耕地及び耕作面積の数値を載せております。それぞれ農林水産省が公表している数値となっております。

13ページに移ります。

担い手への農地の利用集積・集約化についてです。

こちらは、大竹市で認定された認定農業者や新規就農者が担い手として、そのかたがたに対して農地の利用集積・集約を記載することになっております。平成27年度本市において、新規就農者となったものがありますが、現状として、国がいう認定農業者がいないため、集積が見込めないのが実情です。

次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。先ほどの点検・評価で説明したとおり、現状ではなかなか目途がたたない状況ですが、目標は、昨年度と同様、1経営体の設立にしております。

14ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置についてです。

課題にありますように高齢化、人口の減少は年々進みつつあるなかで昨年のような目標を上回る遊休農地の減少はなかなか難しいと考え、遊休農地、解消面積の目標につきましては、昨年度と同様の目標、0.1ヘクタールに設定しております。

次のローマ数字5違反転用の適正な対応についてですが、現在、違反転用を把握していませんので解消目標は定めておりません。

以上で、議案第10号及び議案第11号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

田中弘明委員

13ページの新たな農業経営体を営もうとするものについて、1経営体を考えておるということでしたが、どんなものを考えておられるんですか。

事務局（住田）

この1経営体というのは外から農業をやりたいという法人または担い手の方がいらっしゃるれば、その方の相談を受けてこういう農地がありますということで、そういう時は地元の方にもご紹介をしながら、こういうご相談がありますがいかがでしょうかということと、今栗谷のほうで、今後の集落の将来像も踏まえて、どういう形で農業を今の状態のまま進めていくことができるかということも、どのような案があるか検討しております。

田中弘明委員

どこかの企業が栗谷でやってくれるのかと思った。現状は大変厳しいものがあると思う。小中学校が消えて、子育てをしようとしても地域で子育てが出来ない状況がどんどん作られて、家に帰って農業をしようという若者がいなくなっているという状況の中で、やっぱり荒地が増えていくのは仕方がないかなと。大竹市に企業が経営で入ってくれるのかなと思ひまして。

事務局（住田）

竹原だったと思うんですが、新聞に出てました。企業が50haの農地を水耕栽培でレタスを作るということで稼働しとるみたいなんですけど、大手になると広い面積で投資をしてくるような形になるので、その新聞を見てちょっとかなり広いなと。大竹で50haまとまった農地となると難しいなと。

田中弘明委員

後原の圃場整備したところが15haですからね。昨晚、NHKの獺祭の特集を見ていたら、原料の稲を作っておるところも多いようなので、栗谷でもそれをやってもいいのではないかなと思ひました。

島原委員

圃場整備してないところが多いので難しいですよ。広原でも圃場整備したところがだいぶ空いてきているので、そういうところを利用するのであれば。

廣兼会長

その他、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件については、原案のとおり決してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

それでは、ご異議ありませんので、本件については原案のとおり決定されました。ただいま、事務局から説明がありましたように、後日、市ホームページに公表するとともに、国に報告することに決定されました。

続きまして、日程第3報告第7号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（住田）

それでは、報告第7号について、事務局長において専決処理しましたので、ご報告します。議案書は15ページ、地図は16ページをご覧ください。

譲受人は大竹市栗谷町大栗林の〇〇 〇〇さんです。

譲渡人は、大竹市小方一丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は、小方一丁目〇〇番〇〇、面積は279.98㎡です。登記地目は宅地ですが、現況地目が畑で農地台帳に登載されています。転用目的は、露天資材置場にするためです。場所は、〇〇北側にあります〇〇の裏手に位置しております。申請地の周りは住宅に囲まれ、地区担当委員さんからは、特に問題はないというご意見を頂いております。6月10日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。

本日議決された各案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきまして、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和元年第6回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。